

山鹿市ケアプランデータ連携促進業務 基本仕様書

1 委託業務名

山鹿市ケアプランデータ連携促進業務委託

2 業務の目的

介護サービス事業所における人材の確保、介護現場の負担軽減並びに職場環境の改善等による離職防止及び定着支援に資するため、ケアプランデータ連携システム（以下「システム」という。）の導入を促進し、統合後の介護情報基盤へのスムーズな移行を図ることを目的に実施するもの。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月10日（水）まで

4 履行場所

山鹿市山鹿987番地3

5 事業実施の対象

市内のケアプランデータ連携標準仕様に記載されている介護サービス事業所

6 業務内容

（1）介護サービス事業所向けの事前説明会の企画及び実施

【概要】

システムの全体的な概要、本事業の目的等を介護サービス事業所に共有し、システムの導入及び活用を促す機運を高める研修会を1回以上対面形式で実施すること。

- ・実施期間：令和8年8月末～9月上旬
- ・会場：山鹿市役所会議室
- ・参加対象：約120事業所（介護事業所番号の重複も含む）

（2）主要ベンダーの操作説明会の企画及び実施

【概要】

事業所毎に異なる介護ソフトを使用しており、システムへの受信・送信等の操作が異なるため、本市の実情に合ったベンダーの介護ソフトを使用し、操作説明会を実施すること。

- ・実施期間：契約締結から令和8年12月末までの期間
- ・実施回数：5回程度

- ・主要ベンダー（想定）： N Dソフトウェア株式会社（ほのぼの）、株式会社エム・エムエス（カイポケ）、熊本計算センター（楽園シリーズ）、株式会社南日本情報処理センター（寿）、株式会社パシフィックシステム（介護支援ソフト）等を想定
- ※市が連絡・調整を行うことで費用負担が発生しない場合は、その旨提案書に記載すること。

（３）相談窓口の設置

【概要】

導入及び活用時に発生した疑問・質問に対応する窓口を設置し、電話に加え、メール、FAX、専用フォーム等、24時間受付可能な手段を1つ以上備えること。加えて、当該システムの導入に消極的な事業所に対するアプローチを想定すること。

- ・実施期間：令和8年8月～令和9年2月上旬まで
- ・参加対象：本市に所在する介護サービス事業所

7 報告書等の提出

業務の実施状況や参加実績、効果等を整理した実施報告書を作成し、（１）を翌月10日まで、（２）を委託期間の末日までに提出すること。

なお、業務の実施にあたって必要な制作物等については、実施スケジュール等を踏まえて、発注者と随時協議の上、期限を設定することとする。

（１）毎月の業務報告書

電子データ

（２）業務全体の実績報告書

紙媒体（1部）及び電子データ

8 業務に要する費用（見積限度額）

3,700,000円

※上記金額には、各業務に対する内訳を記載し、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記金額と必ずしも一致しない。

9 著作権等

- （１）本業務において作成する全ての資料及び電子データについて、第三者（発注者及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行

うこととする。

- (2) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (3) 委託業務により作成した成果物は、発注者に帰属するものとする。
- (4) 受託者は本業務において作成した成果物について、著作者人格権を行使しないものとする。

10 特記事項

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 業務の実施に当たっては、発注者と十分協議の上実施すること。
- (3) 実施に当たって、関係法令を遵守すること。また、業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- (4) 個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。なお、個人情報取扱特記事項として、(様式1)個人情報保護に関する誓約書を提出すること。
- (5) 業務の遂行に必要な資料・画像等は、原則として受託者において入手するものとし、それらに係る一切の費用(使用料等を含む。)は受託者の負担とする。ただし、発注者において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与又は提供する。なお、貸与した資料の複製・複写の可否、返却等については発注者の指示に従うこと。
- (6) 予期しない自然災害等の発生により、業務の遂行に困難を生じた場合は、速やかに発注者と協議のうえ、柔軟な対応を図るものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議して対応すること。